

沖縄振興交付金事業等評価検討会の開催について

〔令和 4 年 8 月 24 日〕
〔内閣府政策統括官(沖縄政策担当)決定〕

1. 目的

沖縄振興特別推進交付金及び沖縄振興特定事業推進費補助金のより効率的かつ効果的な事業実施を図るため、「沖縄振興交付金事業等の内閣府点検評価実施要領」に基づき内閣府が実施する点検及び評価に際して、外部有識者から意見聴取を行う「沖縄振興交付金事業等評価検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

2. 検討会の構成

検討会は、別紙に掲げる有識者（以下「委員」という。）により構成する。

3. 委員の任期

- (1) 委員の任期は委嘱した日の属する年度の翌年度末までとする。
- (2) 委員が任期途中で退任する場合は、これを補充できるものとする。
- (3) 委員の再任は妨げない。

4. 座長

- (1) 座長は、会務を総括するとともに、検討会を代表する。
- (2) 検討会の座長は、委員の互選により決定する。
- (3) 座長に事故のある時は、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。
- (4) 座長は、必要に応じて別紙の委員以外の者の出席を求めることができる。

5. 検討会の開催

- (1) 事前評価に関する検討会は、各交付決定の前に開催するものとする。
- (2) 期中点検に関する検討会は、次号に定める事後評価に関する検討会の開催と合わせて開催するものとする。
- (3) 事後評価に関する検討会は、沖縄県及び沖縄県内の市町村の自己評価結果の提出以降、当該年度内に開催するものとする。
- (4) 前各号に定める場合のほか、座長は、必要に応じて検討会の開催ができる。
- (5) 検討会の開催は、状況に応じて対面開催及び書面開催（書面による意見聴取）により開催する。

6. その他

- (1) 検討会の庶務は、内閣府政策統括官（沖縄政策担当）付参事官（企画担当）において処理する。
- (2) 検討会は原則として非公開とする。対面開催した場合は、議事要旨を原則として公開する。
- (3) この要領に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、座長が別に定める。

(別紙)

沖縄振興交付金事業等評価検討会 委員

(五十音順、敬称略)

飯盛 義徳 慶應義塾大学 総合政策学部 教授

嵩 和雄 國學院大學 観光まちづくり学部 准教授

後藤 玲子 茨城大学 人文社会科学部 教授

比嘉 正茂 沖縄国際大学 経済学部 教授

真喜屋 美樹 沖縄持続的発展研究所 所長